

## 第5回 銚田・行方・潮来市ごみ処理広域化総合検討委員会概要

1. 開催日時 平成 25 年 12 月 25 日（水）午後 2 時～午後 3 時 30 分
2. 開催場所 行方市役所北浦庁舎 2 階第 1 会議室
3. 出席者 委員 18 名、事務局 3 名、コンサルタント 2 名
4. 検討委員会での協議

議題 1 広域処理時のごみ処理量の予測について

議題 2 採用可能技術の検討について

議題 3 その他

第 5 回協議では、上記議題のそれぞれの内容について、事務局より委員に対して説明し、協議・検討を行いました。各議題の内容と協議・検討結果の決定事項について以下に示します。

### 議題 1 広域処理時のごみ処理量の予測について

広域処理時に伴い分別区分を統一した場合、現状と比べて以下のとおり変更されます。

この条件で分別区分を統一し、3 市で広域処理を行った場合のごみ処理量の予測結果と必要な施設規模の検討結果を報告しました。

#### 【広域処理時の分別区分の変更内容】

| 品 目            | 該当市        | 具体的な内容                                                                    |
|----------------|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 古紙類            | 3 市        | 「雑がみ（紙製容器包装、その他資源化可能な古紙類）」を資源ごみに追加。<br>→ 3 市で可燃ごみ減量、資源ごみ増加。               |
| 布類             | 銚田市<br>行方市 | 「布類（古布・衣類）」を資源ごみに指定。<br>→ 銚田市・行方市で可燃ごみ減量、資源ごみ増加。                          |
| ビン、缶           | 3 市        | 「飲料用」だけでなく、「飲食用」のビン、缶を資源ごみに指定。<br>ペットボトルはこれまでと同様、「飲料用」・「調味料用」ともに資源物として指定。 |
| 食品・調味料のビン      | 潮来市        | 資源ごみに追加。<br>→ 潮来市で不燃ごみ減量、資源ごみ増加。                                          |
| 飲料用の缶          | 銚田市        | 資源ごみに追加。<br>→ 銚田市で不燃ごみ減量、資源ごみ増加。                                          |
| 缶詰の缶           | 3 市        | 資源ごみに追加。<br>→ 3 市で不燃ごみ減量、資源ごみ増加。                                          |
| プラ製容器包装        |            | ①・②の 2 ケースについて検討                                                          |
| ①新たに資源ごみ指定する場合 | 銚田市<br>行方市 | 資源ごみに追加。【分別区分統一時 1 A・1 B】<br>→ 銚田市・行方市で可燃ごみ減量、資源ごみ増加。                     |
| ②可燃ごみとして扱う場合   | 潮来市        | 可燃ごみとして指定。【分別区分統一時 2 A・2 B】<br>→ 潮来市で資源ごみ減量、可燃ごみ増加。                       |

注. 現在、以下の事項が保留案件となっており、広域処理時にどう扱うかが未定となっています。

①プラスチック製容器包装の扱い（資源ごみ or 可燃ごみ）

②焼却残渣の扱い（資源化 or 最終処分）

1. 焼却処理施設は、「プラ製容器包装」の扱い（可燃ごみ or 資源ごみ）に関わらず、1日当たりの処理能力に大きな差は生じません。不測の事態が生じた場合の災害廃棄物の処理を考慮しても、処理能力は100t/日程度、又はそれ以下で済むと考えられました。

2. リサイクル施設は、「プラ製容器包装」の扱い（可燃ごみ or 資源ごみ）に関わらず、それほど大きな施設とする必要はないと考えられました。また、リサイクル率は、「プラ製容器包装」の扱いよりも、「焼却残渣」の扱い（資源化 or 最終処分）により、数値が大きく異なります。

リサイクル施設は、①不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理、②回収した資源物の選別、③資源物保管の機能を有する必要がありますが、資源物の扱い（排出方法、収集運搬方法など）により、必要な機能・能力に差が生ずるため、この「資源物の扱い」と「施設の機能」の双方向から、今後、施設整備の検討を行うこととします。

3. 最終処分場は、「焼却残渣」の扱い（資源化 or 最終処分）により、必要規模が大きく異なります。

※リサイクル施設と最終処分場は、「プラ製容器包装」と「焼却残渣」の扱いにより、必要な施設規模が変わりますので、前回の検討委員会で保留とした「処理・処分に係る目標」（リサイクル率、最終処分量）は、整備する施設の概要を確定した後で改めて検討することとしました。

#### 【必要な施設規模の検討結果】

| 検討ケース                  |     | プラ製容器包装の扱い |      | 焼却残渣の扱い |      | 必要な施設規模         |                  |                            |
|------------------------|-----|------------|------|---------|------|-----------------|------------------|----------------------------|
|                        |     |            |      |         |      | 焼却処理施設<br>(t/日) | リサイクル施設<br>(t/日) | 最終処分場<br>(m <sup>3</sup> ) |
| 現状推移時                  | ①   | 銚田市        | 可燃ごみ | 銚田市     | 資源化  | 102.2           | 33.0             | 51,485                     |
|                        |     | 行方市        | 可燃ごみ | 行方市     | 埋立処分 |                 |                  |                            |
|                        |     | 潮来市        | 資源ごみ | 潮来市     | 資源化  |                 |                  |                            |
| ごみ減量実施時                | ②   | 銚田市        | 可燃ごみ | 銚田市     | 資源化  | 89.4            | 35.7             | 46,902                     |
|                        |     | 行方市        | 可燃ごみ | 行方市     | 埋立処分 |                 |                  |                            |
|                        |     | 潮来市        | 資源ごみ | 潮来市     | 資源化  |                 |                  |                            |
| 広域処理時<br>〔分別区分<br>統一時〕 | 1 A | ③          | 銚田市  | 資源ごみ    | 銚田市  | 81.7            | 44.8             | 31,209                     |
|                        |     |            | 行方市  | 資源ごみ    | 行方市  |                 |                  |                            |
|                        |     |            | 潮来市  | 資源ごみ    | 潮来市  |                 |                  |                            |
|                        | 1 B | ④          | 銚田市  | 資源ごみ    | 銚田市  | 81.7            | 44.8             | 69,029                     |
|                        |     |            | 行方市  | 資源ごみ    | 行方市  |                 |                  |                            |
|                        |     |            | 潮来市  | 資源ごみ    | 潮来市  |                 |                  |                            |
|                        | 2 A | ⑤          | 銚田市  | 可燃ごみ    | 銚田市  | 85.8            | 39.6             | 31,209                     |
|                        |     |            | 行方市  | 可燃ごみ    | 行方市  |                 |                  |                            |
|                        |     |            | 潮来市  | 可燃ごみ    | 潮来市  |                 |                  |                            |
|                        | 2 B | ⑥          | 銚田市  | 可燃ごみ    | 銚田市  | 85.8            | 39.6             | 71,319                     |
|                        |     |            | 行方市  | 可燃ごみ    | 行方市  |                 |                  |                            |
|                        |     |            | 潮来市  | 可燃ごみ    | 潮来市  |                 |                  |                            |

注1. 分別区分の統一は平成30年度に開始と設定（新規広域処理施設の稼働開始は平成33年度の予定）。

2. 分別区分統一時でも、破碎処理・焼却処理等のごみ処理は、現行施設と同じように行われると設定（平成 30 年度時点では新規施設未整備）。
3. 現状推移時(①)、ごみ減量実施時(②)の場合、銚田市の焼却残渣は、旭地区のみ埋立処分されます。
4. 最終処分場の施設規模は、平成 33～47 年度の 15 年間を対象として算定しました。

## 議題 2 採用可能技術の検討について

### 1. 採用可能技術の検討

「循環型社会形成推進交付金」は、市町村（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業の費用について、国が対象事業費の 1/3 を交付するものです。なお、本制度に基づく施設の名称は以下のとおりであり、従来の一般的な施設の名称（焼却処理施設、破碎処理施設など）とは異なります。

- ・エネルギー回収推進施設（ごみ発電施設※<sup>1</sup>、熱回収施設※<sup>2</sup>、バイオガス化施設）
- ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃物・プラスチック等の資源化施設、ストックヤード）
- ・最終処分場 など

※ 1. ごみ発電施設は、施設規模ごとに満たす必要のある発電効率が定められています。

※ 2. 熱回収施設は、熱回収率が 10%以上であることを満たす必要があります。

今日のごみ処理技術の動向を踏まえ、広域処理の対象となる 3 施設（①エネルギー回収推進施設、②マテリアルリサイクル推進施設、③最終処分場）について、採用可能技術を整理します。

採用可能技術については、ごみ処理広域化の計画案や事業方式などの検討と並行する形で、平成 26 年 10 月まで、長期間かけて検討する予定です。

今年度（平成 25 年度）は、各施設の事業の概要など全体についての総論、来年度（平成 26 年度）は、ごみ処理広域化のシナリオなどと合わせた具体的な内容（費用、用地条件など）について報告・検討することとします。

#### 【採用可能技術の検討内容】

| 施 設             | 検 討 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①エネルギー回収推進施設    | ①施設整備基本方針<br>・当地域における施設のあり方（整備方針）を整理します。<br>・エネルギー回収推進施設の場合、回収したエネルギーの活用方法に関する方針を定めます。<br>・マテリアルリサイクル推進施設の場合、リサイクル機能の他、展示提供機能、人材活用機能、情報提供機能、啓発機能などについて整理します。<br>②処理方式<br>・処理対象とすることの種類の種類と、種類ごとの処理方法について整理します。<br>・処理方式の概要・採用事例などを整理し、当地域への適合性を検討します。<br>③概算事業費、維持管理費<br>・当地域への適合性の高い処理方式を採用した場合の建設費・維持管理費を整理します。<br>④用地条件など<br>・処理方式ごとの用地条件を整理します。<br>⑤環境保全条件<br>・施設整備に当たり遵守すべき法令、排出基準等について整理します。 |
| ②マテリアルリサイクル推進施設 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ③最終処分場          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|  |                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------|
|  | ⑥その他<br>・エネルギー回収施設の場合、余熱利用方法の近年の動向などを整理し、当地域での余熱利用のあり方（地域への還元方法）などについて検討します。 |
|--|------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 施設整備の基本方針

第1回協議（平成25年7月25日）で発表・報告した「3市でのごみ処理広域化の必要性、目的」を受けて、「施設整備の基本方針」を以下のとおり提案しました。

### 基本方針1. 循環型社会の形成に貢献できる施設

新施設は、ごみ処理に伴い発生する残渣類の無害化・安定化に優れ、最終処分量を削減した上で資源循環を推進できる施設とします。また、ごみ処理に際して燃料・電力の消費量を抑制するとともに、ごみ処理の過程で発生する余熱を利用できる施設とします。

### 基本方針2. 環境負荷の低減に貢献できる施設

新施設は、ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類やその他の有害物質、二酸化炭素等の温室効果ガスをできるだけ低減した、環境への負荷を抑えた施設とします。

### 基本方針3. 安全で安定したごみ処理を推進できる施設

新施設は、建設実績や稼働状況等への信頼が高く、環境保全対策に万全を期し、場内の作業環境にも配慮した、安全・安定したごみ処理に優れた施設とします。また、災害や停電等の不測の事態が発生した際にも、外部への影響を極力回避した状態で対応できる施設とします。

### 基本方針4. 経済性に優れた施設

新施設は、必要な環境保全対策を確保し、安全・安定したごみ処理を達成することを前提として施設の規模・設備の配置などを検討し、建設費や維持管理費を削減できる施設とします。

## 議題3 その他

次回の検討委員会第6回協議は、平成26年1月23日に実施することを確認しました。

以上